

## 鳥取県告示第214号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第256号（鳥取県立武道館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 武道館利用料

区 分				単 位	金 額		
一般利用	一般人			1人1回につき	150円		
				1人1月につき	1,600円		
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円		
				2分の1面1時間につき	900円		
				3分の1面1時間につき	600円		
				4分の1面1時間につき	400円		
				6分の1面1時間につき	300円		
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円	
	主道場	営利を目的とする場合			全面1時間につき	63,000円	
					全面1時間につき	90,000円	
	小道場(1)	営利を目的としない場合			全面1時間につき	500円	
					2分の1面1時間につき	200円	
					全面1時間につき	1,000円	
		営利を目的とする場合				全面1時間につき	17,500円
						全面1時間につき	25,000円
						全面1時間につき	25,000円
小道場(2)	営利を目的としない場合			全面1時間につき	500円		
				2分の1面1時間につき	200円		
				全面1時間につき	1,000円		
	営利を目的とする場合				全面1時間につき	17,500円	
					全面1時間につき	25,000円	
					全面1時間につき	25,000円	
弓道場	近的			全面1時間につき	600円		
				2分の1面1時間につき	300円		
				全面1時間につき	600円		
	遠的			全面1時間につき	600円		

			2分の1面1時間につき	300円
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	35,000円
研修室(1)			1時間につき	350円
研修室(2)			1時間につき	350円
研修室(3)			1時間につき	100円
会議室			1時間につき	750円
放送室			1時間につき	300円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
  - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー(柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器(弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット(空手用)	一式1回につき	200円
風呂(相撲場)	1回につき	1,000円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式(柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式(剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー(モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	200円
長机	1脚につき	200円
折りたたみ椅子	1脚につき	20円
師範室及び控室	1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)
-----	------------

		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,800円	4,300円
	2分の1面	2,400円	2,200円
主道場観覧席	全面	600円	500円
小道場(1)	全面	1,900円	1,500円
小道場(2)	全面	1,900円	1,500円
相撲場	全面	1,300円	900円
弓道場(床暖房)	近的	—	400円
	遠的	—	200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円

2 承認年月日

平成21年3月18日